# 「こども性暴力防止法」について

・本業務に従事するに当たっては、令和８年１２月２５日に施行されます「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「子ども性暴力防止法」と言います。）」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。また、「重要な経歴の詐称」があった場合は、内定取消等の措置を講じる。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことをも求めることとしています。

・このため、予め採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」は、こども性暴力防止法第２条第７号の規定、「特定性犯罪事実該当者は、こども性暴力防止法第２条第８号の規定によります。

京急キッズランド保育園（ほいくえん）